

事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現 状

#### (1) 地域の概要

本計画の対象地域は、益子町であり、益子町商工会の管轄地域である。

本町は栃木県の南東部、町域は東西 8.25km、南北 12.85km、面積は 89.40k m<sup>2</sup>を有している。

町の西部は関東平野からつながる平地・台地で、中央を北から南に小貝川が流れる。小貝川沿いの低地は田園地帯となっており、両脇の台地に市街地や集落が形成されている。町の東部は八溝山系の最南端に位置する山地・丘陵地帯で、町の最高峰雨巻山（標高 533.3m）や高館城跡として知られる高館山（標高 301.8m）などがある。小宅川、大羽川、百目鬼川、ぐみ川といった大小の河川が小貝川に注ぎ、それらの河川沿いに農地や集落が形成されている。農業用溜池も多く、特に大郷戸ダムが大きい。



#### (2) 地域の災害等リスク

##### ① 洪水

益子町防災会議が作成した「益子町地域防災計画」（令和 6 年 3 月）及び、町の「益子町防災マップ」（令和 5 年 6 月）によると、小貝川周辺で浸水想定区域が指定されており、3.0m未満の浸水が想定されている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

##### ② 土砂災害

当地域には山地災害危険地区が 44 地区あり「益子町地域防災計画」では、山腹崩壊危険地区が 26 地区、崩壊土砂流出危険地区が 18 地区としている。また、急傾斜地崩壊危険箇所が 94 箇所、土石流危険渓流についても 5 箇所が指定されている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

##### ③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、6.0～26.0%、北部・西部の一部地域では 26.0%以上である。商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

栃木県では、平成 25 年度に実施した地震被害想定データを使用して、本県において甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定した被害予測を行っており、その結果は、次のとおりとなっている。

#### ■想定した地震の前提条件設定

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下型地震	M7.3	約 30 km	15 km

■被害想定結果

項目		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
地震動	計測震度	震度 4 から 6 弱の揺れが予想される		
建物被害	全壊棟数	8		
	半壊棟数	162		
地震火災	出火件数	0	0	1
	焼失棟数	0	0	0
交通支障	道路施設	全土で通行支障が発生する。		
	鉄道施設			
人的被害	死者数	0	0	0
	負傷者数	28	23	21
	要救助者数	1	0	0
機能被害	最大避難場所生活者数（1日後）	46（冬 18 時発災ケース）		

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

特に小貝川流域は、記録がある昭和 36（1961）年以降、たびたび水害に襲われており、昭和 61（1986）年の台風 10 号では、河川氾濫や土砂崩れにより犠牲者が出ている。また、近年では令和元年東日本台風で、河川氾濫は無かったものの一部地域で床下浸水及び屋根破損の被害があった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

⑤ 竜巻

平成 24 年 5 月 6 日に発生した竜巻は、町内を南西から北東に横断し、道路がめくりあがるような被害のほか、春の陶器市に出店した店舗で、テントが飛ばされ、商品 什器などが破損する被害を受けた事業者も多数にのぼった。商工業者へのリスクとしては、商品の損失、機械の故障、復旧の長期化などが想定される。

■竜巻被害

家屋被害 全壊	7
〃 半壊	7
〃 一部損壊	186
公共建物	2
文教施設	1
その他	163
負傷者	7 名

今後も同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

⑥ 感染症のリスク

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場

合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。リスクも存在する。

### ⑦ サイバー攻撃のリスク

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

### ⑧ その他の事業継続リスク

自然災害、感染症、サイバー攻撃以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

#### 1) 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

#### 2) 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

### (3) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 886 者 (うち小規模事業者数 758 者)

業 種	商 工 業 者		備 考 (事業所の立地状況等)
	商 工 業 者	小規模事業者	
建 設 業	107	102	地域内に広く分散
製 造 業	251	238	〃
卸 売 業	28	21	〃
小 売 業	190	152	町中心部に多く立地
飲食店・宿泊業	83	60	地域内に広く分散
サービス業	175	143	〃
そ の 他	52	42	
合 計	886	758	

### (4) これまでの取組

#### ① 益子町の取組

益子町地域防災計画を策定し、災害発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を行うほか、次の事項に取り組んでいる。

- ・自主防災思想の普及、徹底
- ・防災に関する調査研究 (洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの作成を含む。)
- ・防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- ・防災訓練の実施 (年1回、町内全域で実施)
- ・防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

#### ② 益子町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯等）の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

### ③ 事業継続力強化支援計画の実施状況（R6年度）

- ・普及啓発及びBCP策定セミナーの開催 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### （1）課題

#### ① 事業者に対すること

- 1) 防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が、まだ一部いること
- 2) 防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いこと
- 3) 取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であること
- 4) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていないこと

#### ② 商工会内部に関すること

- 1) 平成29年2月に益子町商工会危機管理マニュアルを策定（令和7年5月改正）したもの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であること
- 2) 事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していること

### （2）対策

#### ① 事業者に対すること

- 1) 防災、減災の必要性認識について、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること
- 2) 防災、減災の取組方法に関して、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること
- 3) 簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げること
- 4) 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握すること

#### ② 商工会内部に関すること

- 1) 実際の緊急時の対応については、具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること

2) 必要なノウハウを持つ人員不足については、職員の資質向上を図ること

### 3. 目 標

自然災害に対しては、益子町地域防災計画を踏まえつつ、益子町商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、益子町と益子町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、益子町全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 町内全体の事業継続力強化支援計画（BCP）の策定者数15者
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナーを開催する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、益子町等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

### (3) フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・益子町の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。  
(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

### (5) 関係団体等との連携

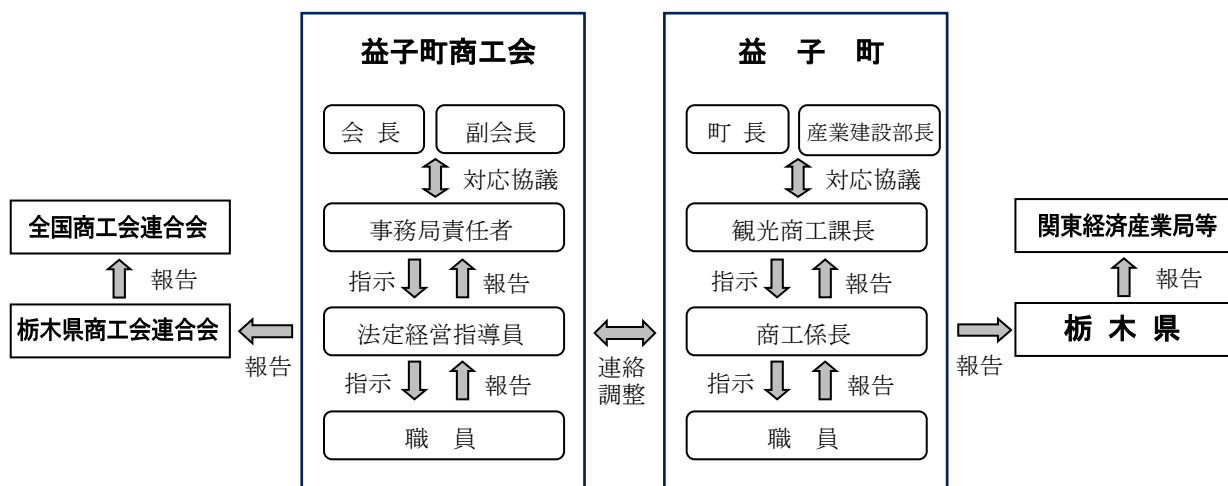
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

## (6) 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### ① 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

#### ② 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

#### ③ 被害状況の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

#### ④ 被害情報の報告

- ・町と商工会は③のとおり情報を共有した後、商工会は商工連へ、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。
- ・報告は③と同様の様式で行う。

## （２）国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※２）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※２）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

### ① 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「益子町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、益子町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### ② 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

### ③ 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

### ④ 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- ・共有・報告には本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）を用いる。
- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

### (3) 被災事業者に対する支援

#### ① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

#### ② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

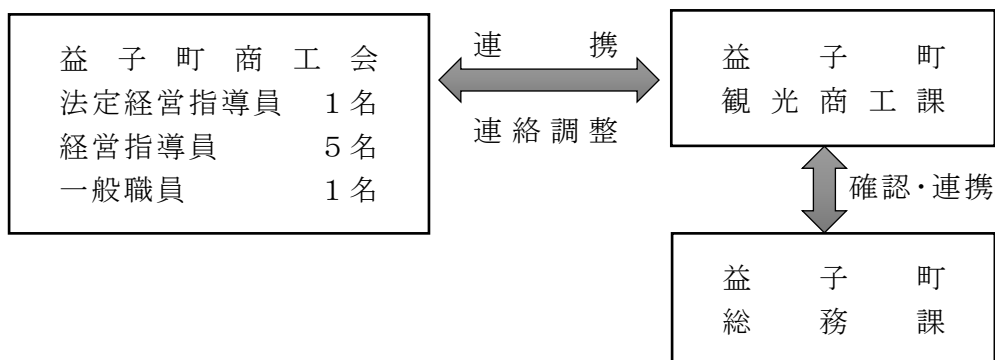
(別表2)

## 事業継続力強化支援事業の実施体制

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

#### 1. 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



##### (1) 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当会、本町観光商工課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

##### (2) 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・町内を6地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員5名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)の専門家による、個別相談の体制とする。

##### (3) 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員5名、一般職員1名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と益子町の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

##### (4) 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

#### 2. 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

##### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 谷島 賢一 (連絡先は(3)①のとおり)

## ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

## 3. 商工会、関係市町連絡先

### ① 商工会

益子町商工会 総務課

〒321-4217 芳賀郡益子町大字益子 2044-1

TEL：0285-72-2398 / FAX：0285-72-5881

E-mail：mashiko\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ② 関係市町

益子町役場 産業建設部 観光商工課

〒321-4293 芳賀郡益子町大字益子 2030

TEL：0285-72-8845 /

E-mail：kankou@town.mashiko.lg.jp

## 4. 被害情報報告先

### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・調査費	10	10	10	10	10
・専門家派遣費	10	10	10	10	10
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、益子町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。